

老人保健施設みず里訪問リハビリテーション重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日)

1. 施設の概要

事業所の名称等

- 法人名 医療法人 幸会
- 代表者 理事長 岡田太郎
- 事業所名 老人保健施設みず里訪問リハビリテーション
- 開業年月日 令和 3 年 10 月 1 日
- 所在地 名古屋市中川区水里 1 丁目 23 番地
- 電話番号 0 5 2 - 3 0 2 - 3 6 0 0
- F A X 0 5 2 - 3 0 2 - 5 5 6 1
- 管理者名 施設長 石原 智嘉
- 介護保険指定番号 . (2 3 5 1 0 8 0 0 0 3 号)

2. 事業の目的

医療法人幸会が開設する介護老人保健施設みず里（以下「みず里」という）が行なう訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、みず里の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

3. 運営の方針

事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

事業所に勤務する職種、員数及び職種の内容は、次のとおりとする。

(ア) 管理者（施設長） 1 名（医師と兼務）

管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(イ) 職員

職員は次の通りとし、サービスの提供に当たる。

- 医師 1 名以上
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 名以上

5. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。

6. 訪問リハビリテーションの内容及び利用料等

訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

- 機能訓練、基本動作訓練、日常動作訓練
- 日常生活への指導・助言・支援

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、名古屋市（中川区、港区、中村区）海部郡（大治町・蟹江町）あま市の区域とする。

8. 非常災害対策

みず里は、防火管理についての管理者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。

9. ハラスメント対策

みず里は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けられるようハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）防止に向けて、「カスタマーハラスメントに対する行動指針」に基づき、必要な措置を講じるものとします。

(1) 当施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動等の下記の行為を禁止します。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等や性的ないやがらせ行為
- ④ ご利用者やその家族等の関係者の非協力的（長時間の対応での業務に支障、威圧的な態度、理不尽な要求を長時間何度も繰り返す行為等）など、双方の信頼関係を損壊する行為に改善が見込めない場合や、社会通念を超えたとと思われる苦情

(2) 利用者及び利用者のご家族その他の関係者により当施設職員へのハラスメントが行われたと判断される場合には、サービスの中断や契約の解除をします。

10. 身体的拘束その他の行動制限

みず里は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

2 みず里は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11. 高齢者虐待防止に関する事項

みず里は、利用者の人権擁護・虐待の発生を防止するため、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための委員会の定期的な開催とその結果についての職員への周知を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対してのハラスメント等ストレス対策を含む虐待防止のための定期的な研修を行います。

12、業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害時において早期の業務再開を図るため、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続計画の策定と職員への周知を図ります。
- (2) 定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しと必要に応じた変更を行います。

13、要望及び苦情などの相談

利用者の方々が、充実した時間を過ごしていただける様、常に職員は資質向上を図り、努力いたしております。しかし、時として利用者の方々におきに召さない態度、言葉使いがあるかと思われます。そのような時は、ご遠慮せず苦情相談窓口にお申し出下さい。

(苦情窓口)

みず里 1階 受付事務所 施設長 石原 智嘉 事務長 伊藤 恒男

愛知県国民健康保険団体連合会苦情窓口

TEL (052) 971-4165

名古屋市介護保険課指導係

TEL (052) 959-2592

14. 協力医療機関等

みず里では、下記の医療機関等に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合などには、速やかに対応します。

<協力医療機関>

- ・医療法人幸会 岡田整形外科内科（電話 052-652-5251）
- ・医療法人幸会 南陽病院（電話 052-303-3181）

<協力歯科医療機関>

- ・ケン歯科クリニック（電話 052-303-3680）

15. その他運営についての留意事項

(ア) みず里では、職員の資質向上のために、研修の機会を確保します。全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じています。

(イ) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当施設は、提供するサービスの第三者評価は行っておりません。国の『介護サービス情報の公表制度』や名古屋市の『名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業』について実施しています。

(ウ) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人幸会とみず里の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。